

第四中学校・第八中学校、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎
整備及び統合時期の取扱いについて

1. 第四中学校・第八中学校統合新校の新校舎整備について

第四中学校・第八中学校統合新校の新校舎整備に関しては、今年度策定した基本構想・基本計画をもとに現在設計作業を進めており、また、設計作業と併せて新校舎敷地（現美鳩小学校）内にある既存擁壁の安全性についても構造調査等により確認作業を進めてきたところである。

この確認作業の結果、既存擁壁においては関連する現行基準等を満たさない項目があり、新校舎整備の際には既存擁壁を解体し、新たな擁壁を整備する必要があることが判明した。

また、昨今の「働き方改革」への対応として、今後は建設現場においても土曜日が休務日となることを見込まれているところである。

こうした点を踏まえて新校舎整備スケジュールを見直したところ、当初の予定から約2年間の整備期間延長が避けられない状況であることが判明した。

また、新校舎敷地近隣で実施中の妙正寺川の河川改修工事や、今後予定されている都営第2鷺宮アパートの建て替え工事の進捗状況によっては、新校舎整備工事における工事車両等の運行にも影響が及び、更なる整備期間の延長も考えられるところである。

東京都が実施するこれらの工事は明確な工事スケジュールが確定していない状況にあり、引き続き都からの情報提供を受け、新校舎整備スケジュールを確認していく。

■変更後の整備スケジュール（予定）

	当初予定	変更後予定
令和3年	・校舎解体 ・新校舎整備工事	・校舎解体 ・既存擁壁解体
令和4年	・新校舎整備工事	・擁壁新設整備工事
令和5年	・ 新校舎供用開始	・新校舎整備工事
令和6年		・新校舎整備工事
令和7年		・ 新校舎供用開始

※東京都が実施する近隣工事の進捗状況により、更に工期が延長する可能性有り

2. 第四中学校・第八中学校の統合時期の取扱いについて

第四中学校・第八中学校の統合新校校舎の供用開始時期の遅れが見込まれることを受け、両校の統合時期について検討する必要がある。

3. 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の統合時期の取扱いについて

鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎は第八中学校の敷地に整備し、新校舎完成時に統合する予定としていることから、第四中学校・第八中学校の統合時期によっては鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎整備スケジュール及び統合時期にも影響が出ることが想定される。

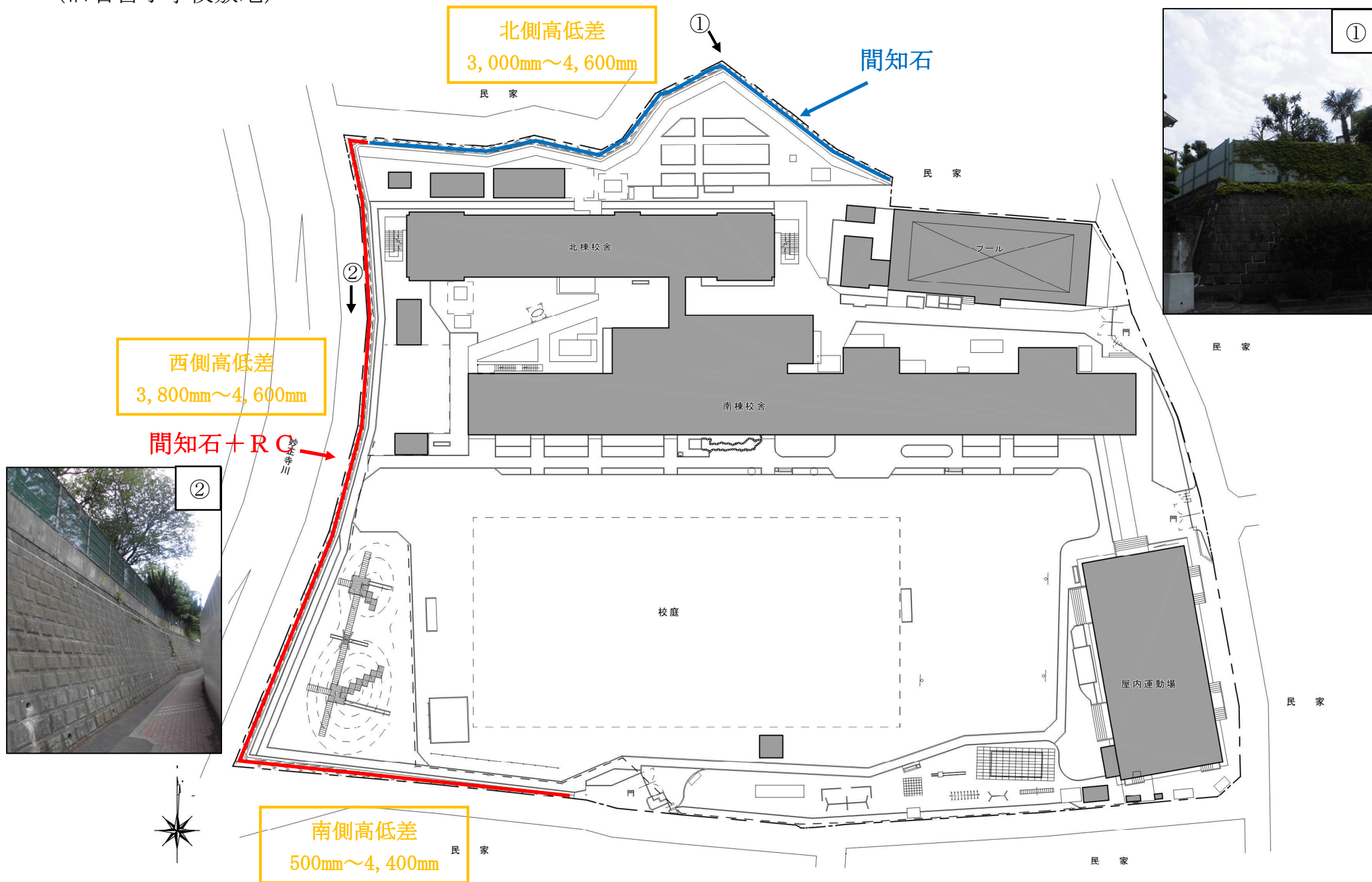
また、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎整備においても「働き方改革」への対応として土曜日が休務日となることが見込まれていることから、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎整備期間の延長が想定される。

別添資料

- (資料1) 第四中学校・第八中学校統合新校新校舎敷地の擁壁状況
- (資料2) 第四中学校・第八中学校統合新校新校舎整備スケジュール
- (資料3) 統合・移転スケジュール案比較
- (資料4) 学校統合時期の変更に伴う影響等の比較
- (資料5) 過去5年間の第四中学校・第八中学校の在籍生徒数
- (資料6) 適正規模・適正配置の基本的な考え方
- (資料7) 平成31年度中学校及び義務教育学校後期課程教職員定数配当基準表
- (資料8) 新入学生徒数への影響推計

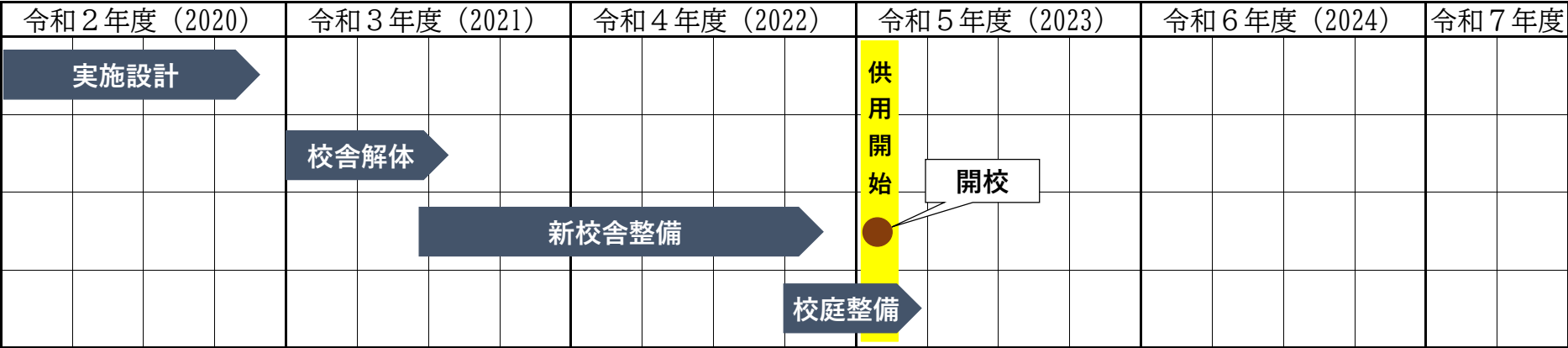
第四中学校・第八中学校統合新校舎敷地の擁壁状況
(旧若宮小学校敷地)

(資料1)

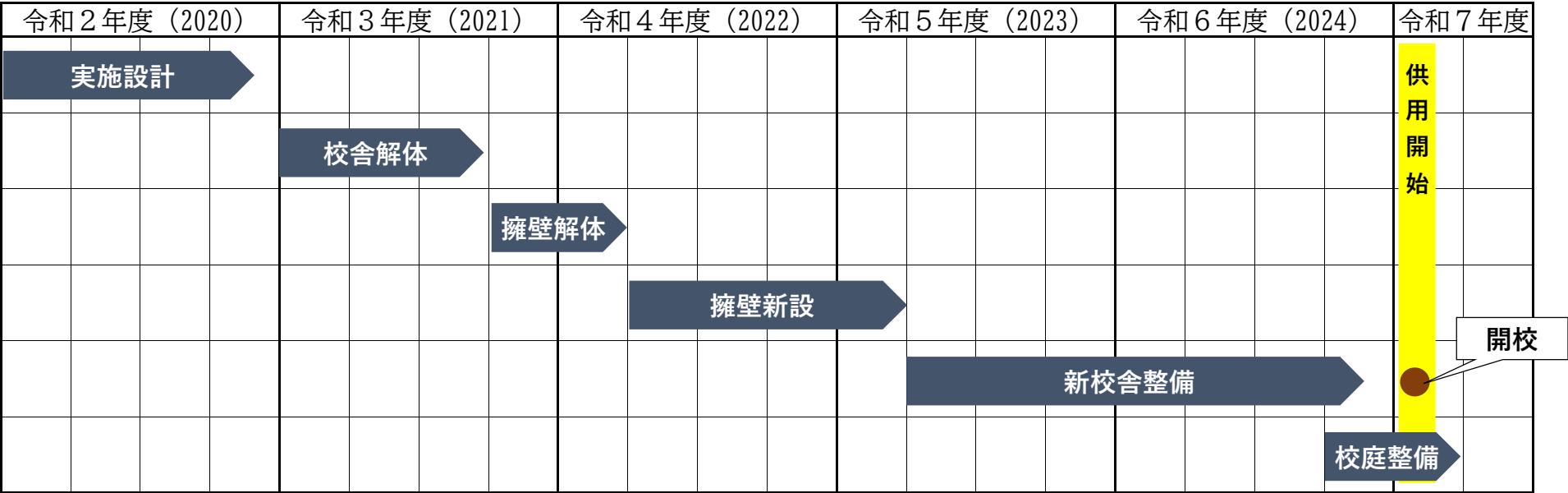


第四中学校・第八中学校統合新校 新校舎整備スケジュール

■当初予定



■整備期間変更後



※東京都が実施する近隣工事の進捗状況により、更に工期が延長する可能性有り

統合・移転スケジュール案比較

(資料3)

【第四中・第八中】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
現行	○ 第四中で統合		● 新校舎（旧若宮小）移転				
A案	○ 第四中で統合 （第八中空く）				● 新校舎（旧若宮小）移転		
B案					○● 新校舎（旧若宮小）移転 新校舎で統合		

※ 工事期間は、東京都河川改修工事、都営住宅建替工事の進捗状況より、更に延伸することが考えられる。

【鷺宮小・西中野小】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
現行			○● 新校舎（第八中）移転 新校舎で統合				
A案			○● 新校舎（第八中）移転 新校舎で統合				
B案							○● 新校舎（第八中）移転 新校舎で統合

※ 工事期間は、働き方改革による影響により更に延伸することが考えられる。

学校統合時期の変更に伴う影響等の比較

1 第四中学校・第八中学校

A案(1) メリット

- ① 統合により適正規模の中学校ができ、子どもにより良い教育環境を提供できる。
- ② 統合による学習環境の整備が計画のとおり実施できる。

(2) デメリット

第四中学校での仮校舎期間が令和3年度から4年間となり、第八中学校の一部の生徒の通学負担が2年間増加する。

B案(1) メリット

- ① 再編特例の廃止及び第八中学校の生徒の遠距離通学負担の解消される。
- ② 統合と移転が同時に行われることで、仮校舎への移転が不要となり1回のみ引越しの負担となる。

(2) デメリット

統合が延期することにより、適正な学習環境の確保が困難になる恐れが生じるとともに、鷺宮小学校・西中野小学校の統合が遅くなる。

2 鷺宮小学校・西中野小学校

A案(1) メリット

計画のとおりに行われるため、最も早く統合し、新校舎が完成する。

(2) デメリット

特になし。

B案(1) メリット

通学路の安全対策(跨線橋設置等)の検討を十分に行うことができる。

(2) デメリット

西中野小学校を北中野中学校改築の仮校舎として使用する期間が4年遅れる。

過去5年間の第四中学校・第八中学校の在籍生徒数

【各年度5月1日現在 ※第四中は特別支援学級(固定級)を含まない】

【第四中】

	1年	2年	3年	合計
平成27年度	78人	87人	65人	230人
平成28年度	79人	82人	89人	250人
平成29年度	89人	78人	82人	249人
平成30年度	89人	91人	78人	258人
令和元年度	92人	90人	94人	276人

【第八中】

	1年	2年	3年	合計
平成27年度	61人	58人	66人	185人
平成28年度	59人	60人	59人	178人
平成29年度	68人	60人	62人	190人
平成30年度	60人	68人	59人	187人
令和元年度	55人	62人	67人	184人

適正規模・適正配置の基本的な考え方

- 学校教育法施行規則 第41条・第79条 学級数
小学校・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。
ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りでない。

- 中野区立学校の適正規模適正配置の基本的な考え方及び具体的方策について<中野区立学校
適正規模適正配置審議会答申> (平成12年1月)
<中野区における最小学校規模>
 - 小学校 学級数 6学級 (1学級×6学年)
児童数 120人程度以上 (20人×6学年)
ただし、20人を下回る学年が複数存在しないこと
 - 中学校 学級数 6学級 (2学級×3学年)
生徒数 130人程度以上 (41人×3学年)

- 区立学校適正配置検討プロジェクトチーム報告 (平成15年1月17日 第2回教育委員会報告)
<区立小中学校の適正規模>
 - 小学校 18学級程度
児童数600人程度 (100人×6学年)
 - 中学校 18学級程度
生徒数630人程度 (210人×3学年)

- 教育委員会協議会 (平成15年1月～平成16年3月)
- 区立小中学校の適正規模・適正配置について (案) (第17回)
 - <1学級の規模>
40人学級を前提とするが、必要な教科にかかる少人数指導を積極的に進める。
 - <区立小中学校の望ましい規模>
 - 小学校 18学級程度 (児童数600人程度)
 - 中学校 15学級程度 (生徒数540人程度)
 - <区立小中学校の最小学校規模>
 - 小学校 各学年2学級を下回らないこと
 - 中学校 各学年3学級を下回らないこと

- 区立小中学校の適正規模・適正配置について (平成15年6月23日決定)
 - <1学級の規模>
40人学級を前提とするが、必要な教科にかかる少人数指導を積極的に進める。
 - <区立小中学校の望ましい規模>
 - 小学校 18学級程度
 - 中学校 15学級程度
 - <区立小中学校の最小学校規模>
 - 小学校 各学年2学級を下回らないこと
 - 中学校 各学年3学級を下回らないこと

(別表)

平成31年度中学校及び義務教育学校後期課程教職員定数配当基準表

学級数	教員定数				事務職員定数	計	学級数	教員定数				事務職員定数	計
	校長	副校長	教諭	養護教諭				校長	副校長	教諭	養護教諭		
1	1	1	4	1	1	8	21	1	1	33	1	1	37
2	1	1	5	1	1	9	22	1	1	34	1	1	38
3	1	1	9	1	1	13	23	1	1	36	1	1	40
4	1	1	9	1	1	13	24	1	1	37	1	1	41
5	1	1	9	1	1	13	25	1	1	39	1	1	43
6	1	1	10	1	1	14	26	1	1	39	2	1	44
7	1	1	12	1	1	16	27	1	1	41	2	1	46
8	1	1	13	1	1	17	28	1	1	42	2	1	47
9	1	1	14	1	1	18	29	1	2	44	2	1	50
10	1	1	15	1	1	19	30	1	2	45	2	1	51
11	1	1	16	1	1	20	31	1	2	47	2	1	53
12	1	1	18	1	1	22	32	1	2	49	2	1	55
13	1	1	19	1	1	23	33	1	2	51	2	1	57
14	1	1	20	1	1	24	34	1	2	53	2	1	59
15	1	1	22	1	1	26	35	1	2	54	2	1	60
16	1	1	24	1	1	28	36	1	2	55	2	1	61
17	1	1	25	1	1	29	37	1	2	57	2	1	63
18	1	1	27	1	1	31	38	1	2	59	2	1	65
19	1	1	29	1	1	33	39	1	2	60	2	1	66
20	1	1	31	1	1	35	40	1	2	61	2	1	67

- (注) 1 学級数は40人編制による基準学級数とする。
2 分校は、校長定数、養護教諭定数及び事務職員定数を減ずる。
3 副校長及び養護教諭の定数は、特別支援学級(固定)を含む学級数を基準とする。
4 18学級以上校には、生活指導担当分の定数を含む。
5 義務教育学校の校長定数は、「平成31年度東京都公立義務教育学校教職員定数配当方針」で別途定める基準とする。

新入生徒数への影響推計

統合予定

	学校名	再編特例	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A案	第四中学校	緑野中学校区に変更された旧四中学区部分（野方5丁目の一部、若宮1丁目の一部）からの第四中学校への変更を認める。	92人	100人	169人	171人	158人
	第八中学校	第八中学校区に変更された旧北中野中学区部分（鷺宮4丁目の一部、白鷺2丁目、3丁目）からの北中野中学校への変更を認める。	55人	59人			
B案	第四中学校	緑野中学校区に変更された旧四中学区部分（野方5丁目の一部、若宮1丁目の一部）からの第四中学校への変更を認める。	/	100人	101人	109人	95人
	第八中学校	第八中学校区に変更された旧北中野中学区部分（鷺宮4丁目の一部、白鷺2丁目、3丁目）からの北中野中学校への変更を認める。	/	74人	78人	78人	79人
		上記の再編特例を適用しない場合（令和元年度で終了）	/	89人	89人	95人	96人

※平成31年4月から校区変更

※現小学校の各学年在籍者数に区立中学校進学率0.75をかけた人数を今後の中学新入学者数と推計する。

※生徒数の推移は、小学3年生から中学3年生の居住地区別在籍者より推計。

※再編特例による指定校変更数は実績より推計。